

日 月 送 受 號 番 先 議 合		欄 號 省 生 厚	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	受	送	受
月	月	月	月
日	日	日	日

昭和十五年三月二十九日

局長 事務官

文書課長

次官

大臣

案

年月日

文書課長

内閣情報部長宛

昭和十五年國民運動計畫ニ関スル件

乙

判決 四月一日 日 合校 施行 四月一日 日

案起 昭 局 受 付 課 月 第 日 號 月 日

合 議 先		番 號		受 送		日 月	
第	號	第	號	第	號	第	號
送	受	送	受	送	受	送	受
月	日	月	日	月	日	月	日
一月二十四日		閣情精第七號		ヲ以テ			
御照會相成候		標記一件		別紙一通			
ニ有之候							
(控ヲ三部必要)							

昭和十五年一月二十四日

內閣情報部長

厚生大臣官房
文書課長城



昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

今般政府各省所管ノ各種施策ノ内容ヲ宣傳スルニ當リ相互矛盾又ハ重複ナキ様一貫セル方針ノ下ニ行ヒ之ガ施策ノ徹底ニ協力致度候條昭和十五年度ニ於ケル貴省關係施策中國民運動トシテ展開ヲ要スルト被認候モノ左記ニ依リ御回示相煩度候

候モノ左記ニ依リ御回示相煩度候

尙貴省關係團體ノ運動ニ付テモ政府ニ於テ協力スベキモノアラバ併
セテ御報告相煩度申添候

廣東省立圖書館
第187號
15. 4.

記

	施策ノ内容
	運動ノ名稱
	運動ノ内容及規模
	實施豫定期日
	主管部局名
	協力官廳 ベキ官廳
	備考

012345678910

昭和十五年度國民運動計畫表(未定稿) 厚生省

施策ノ内容		運動ノ名稱	運動ノ内容及規模	實施豫定日	主管局 部課名	協力ヲ要ス ベキ官廳	備考
體力向上	國民身心 鍛鍊運動		盛夏ノ候ヲ選ビ學生、生徒、青少年ヲ中心トシ、全國國民ヲ舉ゲテ體操、徒歩、武道、乗馬、相撲、水泳、集團運動、奉仕作業等ヲ實施シテ、心身ノ鍛鍊、耐久力涵養ニ努メシメントス。而シテ之ガ實施ニ關シテハ、地方廳ヲ通ジテ趣旨ノ宣傳徹底ヲ圖ルノ外、印刷物ノ配布、ラヂオ放送、週報、寫眞週報ノ利用等ニ依リ、實效ヲ收メントス。	八月一日ヨリ 八月二十日マデ	體力局	各官廳ノ實施 文部省	
國民保健	健康増進 (健康増進 運動) (假稱)		一、健康ヲ増進シ、時難ニ對處シ得ル體力ヲ養成セシメントス。 二、政府總掛下ニ實施シ、中央地方一體トナリ、所期ノ效果ヲ舉ゲントス。	五月中 (期日未定)	衛生局	各省	保健衛生上關係ヲ有スル團體ニヨリ、企畫セラルル國民保健ニ關係ハ有スル運動ハ總テ健康増進運動ニ統合スルモノトス。
結核豫防	令旨奉戴 記念日		令旨ノ御趣旨ヲ國民ヲシテ喚起セシメ、其ノ徹底ニ努ム。全國各地ニ於テ、令旨奉讀式及講演會ヲ舉行。	四月二十八日	豫防局	拓務省 文部省	財團法人結核豫防會主催
花柳病豫防	花柳病豫防 思想啓發		講演會、座談會等ノ開催。 娼妓及素惡者ハ勿論、廣ク一般國民ニ對シテ適正ナル豫防知識ノ啓發ヲ行フ。其ノ手段トシテハ、映畫ノ利用、印刷物ノ頒布等ヲ行フ。講演會、座談會等ヲ開催ス。	全年度	豫防局		
民族優生 思想啓發	民族優生 思想啓發		一般國民ニ對シテ優生思想啓發ヲ行フ。其ノ手段トシテハ、幻燈、印刷物ノ頒布等ヲ行フ。更ニ東京ニ優生指導相談所ヲ特設シ、一一般ノ相談ニ應ズ。講演會、講習會等ヲ開催ス。	全年度	豫防局		
癩豫防	癩豫防 デ-		講演會ノ開催。 皇太后陛下御誕生日ヲ記念シテ、施行シ、癩ノ傳染性疾患ナルコトヲ強調スル外、豫防思想ノ喚起ニ努ム。講演會ヲ開催ス。	六月二十五日	豫防局		財團法人癩豫防協會主催
近視及齒 齦豫防	近視及齒 齦豫防 思想ノ啓發		講演會及座談會ノ開催。 一般國民就中學童ニ對シテ豫防思想ノ啓發ヲ行フ。講演會、座談會等ヲ開催ス。	全年度	豫防局	文部省	
急性傳染 病豫防	急性傳染 病豫防		豫防思想ノ啓發ヲ行フ。講演會、座談會ヲ開催ス。	健康増進運動期間中	豫防局		

兒童保護	產業報國	產業ノ安全	勞務動員ノ強調	職業指導強調	軍事援護
國民精神總動員第十四回全國兒童愛護週間	產業報國週間	全國安全週間	勞務動員強調運動	職業指導強調運動	銃後援護週間
兒童愛護ニ關スル知識ノ普及並ニ兒童保護施設ノ擴充發達ヲ圖ルモノトス	產業報國週間ヲ設定シテ印刷物ノ配布、講演會ノ開催、技能競争其ノ他ノ方法ニヨリ產業報國精神ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ生産能率ノ増進ヲ期セントス 全國各工場事業場ヲ動員ス	産業災害ノ防止並從業員ノ保健衛生ノ向上ヲ圖ル 全國工場、鑛山及事業場	勞務動員計畫ノ實施運用ノ完竣ヲ期スル爲國民一般ニ對シ勞務動員計畫ノ趣旨ヲ徹底セシメ勤勞精神ヲ昂揚セシムルト共ニ積極的ニ之ニ協力セシムルコト	勞務動員計畫ノ實施運用ノ完竣ヲ期スル爲小學校兒童ニ對シ職業指導ノ趣旨ヲ徹底セシメ勤勞精神ヲ昂揚セシムルト共ニ就勞氣風ノ振作ヲ圖ラシムルコト	銃後援護思想ノ普及徹底ト其ノ實踐ノ強化 勸語ノ捧讀、慰靈、祈願、遺烈ノ顯彰
五月五日ヲ中心トスル一週間	春、夏、秋ノ三回	七月一日ヨリ七月七日マデ	全年度	十一月中	十月一日ヨリ十月七日マデ
社會局	勞働局	勞働局	職業部	職業部	軍事保護院
軍事保護院 內務省 陸軍省 海軍省 司法省 文部省 拓務省 對滿事務局 其ノ他 國民精神總動員 中央聯盟 （備考） 本運動ハ昭和二年以來毎年實施シツツアリ	內務省 陸軍省 海軍省 司法省 文部省 拓務省 農林省 大藏省 鐵道省 文部省 海軍省 陸軍省 工商省 鑛山監督局	工商省 直營ノ工場、鑛山、事業場ヲ有スル官廳 鑛山監督局	各省	文部省	內務省 文部省 農林省 工商省 鐵道省 鑛山監督局
		本年ハ第三十回目	財團法人職業協會モ協力ス	財團法人職業協會、財團法人日本職業指導協會共同主催	
					遞信省 拓務省 對滿事務局



主 管 課 目 欄				合 議 局 課 號 受 送 日			
第 1 號		第 2 號		第 3 號		第 4 號	
受 送 月 日		受 送 月 日		受 送 月 日		受 送 月 日	

文書課長 (新)

局長 事務官

主任

案

年 月 日

文書課長

各 局 部 長

保 險 院 長 官

軍 事 保 護 院 副 總 裁

昭和十五年國民運動計畫ニ關スル件

案 起 昭和十五年一月二十六日

局 課 受 付

月 第 日 號

主 任

合 校 一月二十六日

行 施 一月二十七日

月 第 日 號

主 任

標記一件ニ関シ内閣情報部長ヨリ

別紙一通照會有之候糸該當事項

ニ付末ル二月八日迄ニ御一回示相成度

體書第二九號

昭和十五年二月一日

厚生省體力局長

厚生大臣官房 文書課長 殿



昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

一月二十七日文收第一七號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件別紙ノ
通及回答候

厚生省

規格R5

裏面白紙

昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル調

施策ノ内容 名稱	運動ノ内容及規模	實施豫想 主管局 定期日 部課名	協力ヲ要スベ キ官廳	備考
國民ノ心身國民心 鍛鍊ニ關ス身鍛鍊 ル運動ノ宣運動 傳及實踐	盛夏ノ候ヲ選ビ學生、 生徒、青少年ヲ中心ト シ全國民ヲ舉ゲテ體操 徒歩、武道、乘馬、相 撲、水泳、集團勤勞奉 仕作業等ヲ實施シテ心 身ノ鍛鍊、耐久力涵養 ニ努メシメントス而シ テ之ガ實施ニ關シテハ 地方廳ヲ通ジテ趣旨ノ 宣傳徹底ヲ圖ルノ外印 刷物ノ配布、ラデオ放 送、週報、寫眞週報ノ利 用等ニ依リ實效ヲ收メ ントス	八月一 體力局 日ヨリ 施設課	相當數ノ職員 ヲ有スル官廳 ハ其ノ實踐ニ 付又趣旨ノ宣 傳徹底ニ付テ ハ文部省及內 閣情報部ノ協 力ヲ要請ス	

規格R5

裏面白紙

國民心身鍛鍊運動實施要綱

一 趣 旨

現下ノ時局ニ對處シ新東亞建設ノ任ニ耐フベキ旺盛ナル精神力ト剛健ナル身體トヲ鍛鍊シ以テ統後國民ノ責務ヲ全ウセントス

一 名 稱

國民心身鍛鍊運動

一 期 間

昭和十四年自八月一日至八月二十日

一 實 行 要 目

本運動ノ實行ニ付テハ團體的訓練、耐久力涵養等ヲ基本的指導方針トシ左記諸項ノ實施ニ重點ヲ置クコト
イ 體操ノ獎勵
ラデオ體操其ノ他ノ體操ノ普及ヲ圖リ之等體操ノ會ニハ

規格 B 5

厚 生 省

全國民ノ参加ヲ得ルヤウ獎勵スルコト尙之ニ關聯シテ早起會ノ普及ヲ圖リ早起ヲ獎勵スルコト

ロ 徒歩ノ獎勵

(1) 官廳、銀行、會社、工場等ノ勤務者ニ徒歩通勤ヲ獎勵スルコト

(2) 一般ノ遠足、徒歩旅行ヲ獎勵シ特ニ青年團等ニ於テハ登山、長距離行軍等ヲモ行フコト

ハ 武道、乗馬ノ獎勵

(1) 學校、道場等ヲ利用シ劍道、柔道、弓道、薙刀等ノ土用稽古ヲ實施スルコト

(2) 乗馬施設、乗用馬ノ配給等ノ事情之ヲ許セバ乗馬ノ獎勵ヲ行フコト

ニ 集團的勤務奉仕作業ノ獎勵

(1) 作業ハ統制アル組織ノ下ニ勤務精神ノ涵養、體力向

上ヲ目的トシテ之ヲ行フコト

(2) 作業種目ハ其ノ地方ノ狀況ニ應ジ適當ナルモノヲ選定スルコト

ホ相撲、水泳ノ奨励

(1) 神社境内地、廣場等ニ土俵ノ施設ヲ普及シ相撲ノ奨励ヲ行フコト

(2) 海、河川、湖沼等ノ水泳施設ヲ擴充スルノ外公私ノ施設ニ係ル水泳池ヲ積極的ニ利用セシムル等ニ依リ水泳ノ奨励ヲ行フコト

實施上ノ注意事項

イ物資勢力等ノ關係ヲ考慮シ地方ノ實情ニ應ジ適切ナル計畫ヲ樹立實施スルコト

ロ時間ノ善用ニ留意シ都市農村別、職業別、(特ニ勤勞ノ種類程度) 年齢別、男女別等ニ應ジ鍛鍊運動ノ方法、程

裏面白紙

度等ヲ撰擇關節シ其ノ適度ヲ得ルヤウ工夫考案スルコト
ハ本期間中ハ事情ノ許ス限り公私ノ體育運動施設ヲ開放シ
テ一般ノ利用ニ供セシムルコト
ニ學生々徒及兒童ニ關シテハ昭和十四年三月三十一日附集
團勤勞作樂實施ニ關スル件並ニ同年六月十日附學校ニ於
ケル夏季及冬季心身鍛鍊ニ關スル件文部次官通牒ニ依ル
實施ヲ以テ本運動ノ一部タラシムルコト

厚生省

規格 B. 5.



衛生省第一六號

昭和十五年三月十六日

官房文書課長殿
厚生省衛生局長



昭和十五年庚申民運動計畫二因二件
三月十七日文收第一七号ヲ以テ照会相成ル標
部ノ件別紙一通及回答ル

厚生省衛生局

規格 B. 6

裏面白紙

裏面白紙

施行月日 昭和十四年五月十一日 国民精神總動員 委員会 決定 七、八、九、十月、十一月、十二月 以上三箇年基本 方針として、基礎保健 生活、衛生、方策、立案 施すこととす									
運動名稱 健康増進運動 夜間									
運動内容 健康増進運動 夜間 地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施方法 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施場所 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施担当者 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施費用 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施効果 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施評価 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									
実施報告 各地方自治会、町内会、青年会、婦人会、児童会、老人会、障害者会、職業会、学生會、労働組合、農工商組合、宗教團體、文化団体、スポーツ団体、その他、各団体、個人、家庭、学校、職場、公共施設、など、広く参加を呼びかけ、健康増進運動を実施することとす。									

規格 B.5

厚生省衛生局

豫書第三六號

昭和十五年二月十四日

厚生省豫防局長



厚生大臣官房文書課長殿

昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

一月二十七日文收第一七號ヲ以テ本件ニ關シ御來照ノ處當局ニ於
テ計畫中ノモノ別紙ノ通ニ付御了知相成度

規格 B. 5.

厚生省

裏面白紙

昭和十五年度國民運動計畫

厚生省豫防局

施策ノ内容	運動ノ名稱	運動ノ内容及規模	實施豫定期日	主管局 部課名	協力ヲ要ス スル官廳	備考
令旨ノ御趣旨ヲ國民ヲシテ喚起セシメ其ノ徹底ニ努ム	令旨奉戴記念日	全國各地ニ於テ令旨捧讀式及講演會ヲ舉行	四月廿八日	豫防局 結核課	拓務省 文部省	財團法人結核豫防會主催ノモノ
講演會、座談會等ノ開催	花柳病豫防思想啓發	娼妓及業態者ハ勿論廣ク一般國民ニ對シ適正ナル豫防知識ノ啓發ヲ行フ其ノ手段トシテハ映畫ノ利用	年度中	豫防局 優生課		

豫防局

講演會ノ開催	民族優生思想啓發	印刷物ノ頒布等ヲ行フ	年度中	豫防局 優生課	
講演會、講習會等ノ開催 優生指導相談所ノ設置	一般國民ニ對シ優生思想啓發ヲ行フ其ノ手段トシテハ幻燈、スライドノ利用、印刷物ノ頒布等ヲ行フ 更ニ東京ニ優生指導相談所ヲ特設シテ一般ノ相談ニ應ズ	皇太后陛下御誕生日ヲ記念シテ	六月廿五日	豫防局 優生課	敗戦後人権啓蒙協会 主催ノモノ

豫防局

講演會及座談 會ノ開催	講演會及座談 會ノ開催
急性傳染 病豫防	近視及齲 齒豫防思 想ノ啓發
豫防思想ノ 啓發ヲ行フ	施行シ癩ノ 傳染性疾患 ナルコトヲ 強調スル外 豫防思想ノ 喚起ニ努ム
健康週間 間中	一般國民就 中學童ニ對 シ豫防思想 ノ啓發ヲ行 フ
豫防局 防疫課	年度中 豫防局 優生課
	文部省



社書收第一二號

昭和十五年二月十九日

社
會
局

長



大臣官房文書課長殿

昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

客月二十七日文收第一七號御照會ニ係ル標記ノ件別紙ノ通及回答候

厚
生
省

規格 B. 5.

裏面白紙

裏面白紙

昭和十五年國民運動計畫 社會局

實施、內容、運動、名稱、運動、內容及規模、實施豫定期日、主管局、部課、協力、要スベキ官廳		方面精神、昂揚、全國方面、圖リ隣保、相扶、以、強、調、週、間、ヲ、醇、風、ヲ、培、ヒ、テ、銃、後、國、民、生、活、ノ、安、定、保、健、ノ、資、ス、向、上、ニ、資、ス	
一、方面感謝日 (大正天皇御例祭日)、設定	二、方面委員、活動促進、普及	三、方面事業、普及	四、寄附金、品、募集、徹底
五、右事項、徹底	六、厚生省、各地、廳、外、地、各、地、民、精、神、總、動、員、中、央、聯、盟	昭和十五年十二月二十一日前後一週間	
社會局保護課		厚生省各道府縣(備考)本行、事、ハ、昭和五年以來毎年實施シツツアリ	

規格五

舊來ハナレタノハ 陋習不感合ニ 提 融和促進運動		圖民のヒ同題基ナハ舊 ル融運奉仁ヲ因ルレ來 モ和動ルノ解ス差タノ ノニベ觀決ル別ル陋 ト促依ク旨シ社感不習 ス進リ精ニ一會情合ニ ヲ國神添視問ニ理提	
一、中央融和及府事 業協和團體 縣融和團體 的ニ於テ全國 シ地活動ヲ起 覺シ喚起シ 國民一般 啓蒙ヲ圖ル		社會事業中央 諸團體財團法 人全日本方面 委員聯盟主席 方ニ依リ各地方 會主催員以テ 全國的ニ實施ス	
昭和十五年 年度中			
社會生活課 厚生省 運動ハ中央實 施和事業 融和及府 縣融和事 業團體 一三八團體		厚生省 文部省 內閣情報部 關係府縣	

厚生省

規格 B 5.

裏面白紙

裏面白紙

厚
生
省

規格 B. 5.

裏面白紙

兒童愛護ニ關スル知國民精神 識ノ普及並ニ兒童保總動員第 護施設ノ擴充發達ヲ十四回全 圖ルモノトス		戰沒軍人遺族 出征軍人家族 ノ兒童保護ニ 關スル事項 一般振産業都市 並ニ農山漁村 ニ於ケル兒童 保護ヲ中心ト スル社會調整 ニ關スル事項 隣保運動ニ關 スル事項 多子家庭保護 ニ關スル事項	
五月五日 ヲ中心ト スル一週 間		社會局 兒童課	
厚生省 軍事保護院 內務省 陸軍省 海軍省 司法部 文部省 拓務省 對滿事務局 其ノ他 國民精神 總動員中 央聯盟		施シツアリ 昭和十五年 度ニ於ケル本 週間融和促 進運動中ノ 一行事ト ナサントス	

規格 B. 5.

厚
生
省

裏面白紙

右ニ關スル運動ノ實施方法ハ之ヲ中央、地方ニ別チ中央ニ在リテハ專ラ聯連促進ヲ圖リ地方ニ在リテ夫々實情ニ即シテ之ヲ行フモノトス尙本運動ハ恩賜財團愛育會並ニ財團法人中央社會事業協會ノ提唱ニ係リ各道府縣、朝鮮總督府、台灣總督府、樺太廳、南洋廳、關東局若ハ之ト密接ナル關係ニ在ル地方社會事業協會又ハ之ニ準スル團體ニ於テ實施スルモノナリ	
	(備考) 本運動ハ昭和二年以來毎年實施シツツアリ

規格 B 5.

厚生省



勞書第六七號

昭和十五年二月十三日

文書課長殿

勞働局長



昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

一月二十七日附文收第一七號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件調査
シタル處別紙ノ通回答候也

厚生省

規格 B 5

裏面白紙

厚生省

産業週 間ヲ設 テ印刷 配布、 催演、 會開、 技能競 、他方 ニヨリ 報國精 普及徹 圖ト共 生進能 増進ス ト期セ	施策ノ 内容	記
週 間	運動ノ 名稱	
全國各 工場 ヲ動員 シ テ上記 産業週 間ヲ實 施セント ス	運動ノ 内容及 規模	
春 夏 秋 三回	實施 豫定期 日	
労働 政局 課	主管 部課名 局	
内務、 陸、商 工、海 軍、其 他關係 省並廳 縣及鑛 監督局 等	協力ヲ 要スベ キ官廳	備考

規格 R 5

裏面白紙

厚生省

	産業ノ安全化	施策ノ内容	記
	全國安全週間	運動ノ名稱	
	及全國工場、鑛山 上ヲ保健衛生ノ向 ノ防止竝ニ業員 面ヨリ産業災害方 物的、人的兩方	運動ノ内容及模	
	七月 マセヨ デリ日	實施豫定 期日	
	労働局 監督課	主管局 部課名	
	一各地方廳 官廳ヲ有スル 及鑛山監督局	協力ヲ要 スベキ官廳	
	本年ハ 第十三 回日	備考	

規格R5.

裏面白紙



收職第二九九號

昭和十五年二月七日

職業部

官房文書課長殿



昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

一月二十七日文收第一七號ヲ以テ御照會有之候標記ノ件當部關係左記ノ通
ニ有之候條及御回報候

記

厚生省

規格 R 5.

裏面白紙

裏面白紙

施策ノ内容	運動ノ名稱	運動ノ内容及規模	實施豫定期日	主管局部課名	協力ヲ要スベキ官廳	備考
勞務動員計畫ノ實施運用ノ爲ニ國民一般ニ對シ勞務動員計畫ノ趣旨ヲ徹底セシメ勤勞精神ヲ昂揚セシムルトニ積極的ニ之ニ協力セシムルコト	勞務動員強調運動	一、國民一般ニ對シ勞務動員ノ趣旨徹底ニ努ムルコト 一、勞務關係諸法令ノ内容ヲ徹底スルコト	年中	厚生省職業課 各部 内閣情報部 省人職業課 省人職業課 省人職業課	協力ヲ要スベキ官廳	備考

厚生省

規格 R 5.

裏面白紙

厚生省



收失第一一號

昭和十五年二月十二日

失業對策部長



官房文書課長殿

昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

一月二十七日文收第一七號ヲ以テ御照會有之候標記ノ件該當事項無之候條
及御回報候

厚生省

規格 B 5.

裏面白紙



保總第一一二號 回答

昭和十五年三月二十三日

保 險 院 長 官

厚生大臣官房文書課長殿



昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

對文收第一七號(一五、一二七)

右當院ニハ該當事項無之ニ付了知相成度

保 險 院

規格 B 5.

裏面白紙



軍事保護院收總第二一號

昭和十五年二月十二日

軍事保護院總裁官房總務課長



厚生大臣官房文書課長 殿

昭和十五年度國民運動計畫ニ關スル件

客月二十七日附文收第一七號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件別記ノ通及回答候

傷兵保護院

裏面白紙

規 格 B 5.

裏面白紙

記		施策ノ内容	運動ノ名稱	運動ノ内容及規模	實施豫定期日	主管局部課名	協力ヲ要スベキ官廳	備考
其ノ實踐ノ強化	銃後後援 思想ノ普及徹底ト	銃後後援 強化週間	勅語ノ捧讀 慰靈、祈願、遺烈ノ顯彰	昭和十五年 十月一日 ヨリ十月 七日マデ 一週間	軍事保護院援導課	内閣 内務省 文部省 商工省 農林省 鐵道省 遞信省 拓務省對滿事務局	別紙昭和十四年度 實施大綱 參照	
	慰安 接遇改善 善行者表彰 青少年ニ對スル趣旨 徹底其ノ他官民協力ノ下ニ全國的國民運動							

規格 B 5.

傷兵保護院

銃後後援強化週間實施大綱

(昭和十四年四月八日、
次官會議決定)

一、趣 旨

銃後後援ノ強化ハ現下ノ多難ナル國際情勢ニ處シ興亞聖戰ノ目的ヲ達成スルニ缺クベカラザル事項タルニ鑑ミ茲ニ銃後後援強化週間ヲ設ケ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ官民協力以テ銃後後援ノ完璧ヲ期セン
トス

二、主眼事項

戰歿軍人、傷痍軍人及出征軍人ニ對スル感謝ノ念ヲ昂揚シ以テ傷痍軍人、軍人ノ遺族及家族等ニ對スル援護ノ心操ヲ振起涵養スルト共ニ國民各層ノ日常生活ヲ通ジテ之ガ具現永續ヲ圖ル爲其ノ實踐ヲ強化スルコト

三、期 間

自 昭和十四年十月三日
至 昭和十四年十月九日
一 週 間

四、實施要項

(一) 勅語ノ捧讀

官公署、學校、各種團體等ニ於テハ朝禮其ノ他適當ナル機會ニ昭和十三年十月三日内閣總理大臣ヲ召サレ賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ヲ捧讀シテ 聖旨ノ存スルトコロヲ一層深ク服膺スルコト

(二) 慰靈、祈願及遺烈ノ顯彰

(イ) 道府縣ニ於テハ可成本週間中今次事變戰歿軍人ノ慰靈祭ヲ行フコト

(ロ) 週間第一日ノ正午ヲ期シ各自在處ニ於テ戰歿軍人ノ英靈ヲ追悼シ傷病軍人ノ平癒祈願及出征軍人ノ武運長久祈願ヲ行フコト

(ハ) 各自最寄ノ神社、寺院其ノ他適當ナル場所ニ於テ傷病軍人ノ平癒祈願及出征軍人ノ武運長久祈願ヲ行フコト

(ニ) 各自戰歿軍人ノ墓ニ參拜スル等慰靈ノ誠ヲ捧グルト共ニ小學校其ノ他適當ナル場所ニ於テ戰歿軍人ノ寫眞又ハ遺品ノ展覽等ヲ行ヒ以テ故人ノ遺烈ヲ顯彰スルコト

(三) 生活支援ノ徹底

傷病軍人、軍人ノ遺族及家族等ノ就職又ハ就職後ノ處遇ニ遺憾ナキヲ期スル爲事業主其ノ他各種產業關係者ハ當該協議會ヲ開催スル等適宜ノ措置ヲ講ジ以テ生活支援ノ徹底ヲ期スルコト

尙獨立シテ業ヲ營ム者ニ對シテハ其ノ家業ノ維持繼續ヲ容易ナラシムルヤウ益々隣保相

扶ノ實ヲ舉ゲルコト

(四) 前線將兵、傷病軍人、遺族及家族ニ對スル慰安

軍人ノ遺族及家族ノ慰安會又ハ懇談會等ヲ開催スルノ外各自前線將兵及傷病軍人ニ對スル適當ナル慰問ノ方途ヲ講ズルコト

(五) 接遇改善ノ徹底

各種交通機關又ハ集會場等ニ於テハ傷病軍人ニ對スル座席讓與ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルト共ニ劇場、映畫館、湯屋及旅館等ニ在リテハ傷病軍人ノ精神的優遇ヲ一層徹底スル爲適宜ノ措置ヲ講ズルコト

(六) 善行者ノ表彰

(イ) 傷病軍人又ハ其ノ家族、軍人ノ遺族或ハ家族中他ノ範トスルニ足ル者アル場合ハ之ガ表彰ヲ行フコト

(ロ) 傷病軍人、軍人ノ遺族又ハ家族ニ對スル援護ニ關シ善行者(團體ヲ含ム)アル場合ハ之ガ表彰ヲ行フコト

(七) 青少年ニ對スル趣旨ノ徹底

各學校及青少年團ニ於テハ本週間ノ趣旨ニ關シ學生、生徒、兒童又ハ所屬團員ニ對シ訓話ヲ行フノ外學校ニ在リテハ各教材ニ適宜之ヲ取入レ以テ青少年ノ教化ノ徹底ヲ期ス

五、實施上特ニ留意スベキ事項

- (一) 本週間ノ實施ニ際シテハ日常生活ニ於ケル實踐ト修練トヲ第一義トシ單ナル一時的ノ催ニ墮スルコトナク永續性ヲ持タシムル様留意スルコト
- (二) 各道府縣市町村等ニ於テハ地方ノ實情ニ即シ具體的細目ノ實施計畫ヲ樹立シ其ノ實效ヲ舉グルニ努ムルコト
- (三) 官公衙諸機關ハ本週間ノ趣旨ヲ積極的ニ諸般ノ行政ノ上ニ具現スルヤウ留意シ以テ率先協力ノ實ヲ舉グルコト
- (四) 青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體、婦人團體等各種團體ハ國民精神總動員中央聯盟ヲ中軸トシテ緊密ナル連絡ノ下ニ本運動ノ實踐的協力ヲナス様努ムルコト
- (五) 軍隊軍人援護會及銃後奉公會ニ在リテハ相互ニ連絡ヲ保チ本計畫ニ即應シ各般ノ有效適切ナル方途ヲ講ズルコト
- (六) 週間第一日ノ追悼祈願ノ時刻ニハラチオ放送、サイレン又ハ鐘等ヲ用ヒ周知方法ヲ講ズルコト